

## 平成26年度第2回市民自治推進委員会

開催日時 平成26年7月15日 13時30分から

開催場所 コミュニティセンター205会議室

出席者

(委員) 中川委員、藤堂委員、澤井委員、野口委員、樋口委員、上田委員、津田委員、橋本委員  
(事務局) 杉浦市民活動推進課長、八重市民活動推進課長補佐、金子市民活動推進係長

欠席者

入口委員

案件 自治基本条例の見直しについて

【中川委員長】 今日、第4章、5章ということになります。事前に各委員から意見を頂いていますが、意見を踏まえて、どのような修正がなし得るのか、必要ないのかということを確認していきたいと思います。

それでは、第10条から13条まで、皆さんに御意見を賜りたいと思います。

【橋本委員】 条文そのものは問題ないですが、今、議員の資質が問われています。資質を問うのは選挙だけですので、何かチェックの方法がないものかと思います。

確かに、市長、議員は選挙で選ばれたわけですが、必ずしも、議員の資質がこの条文だけでチェックできるのかなど。条文そのものは全然問題ないと思います。解説に、もっと自覚してほしいというようなことを書けないかと思います。

【中川委員長】 基本的には条文をさわる必要はないが、いかにそれを実行する担保をするような仕組みが要るか。樋口委員いかがでしょうか。

【樋口委員】 議員の資質を問うのは、13条にあります。これを踏まえて、議会基本条例の中でも、議員の活動の基本、何を心得として動いていくのかということについては書き込みをさせていただいております。課題・問題点にも書かせていただきましたが、市議会議員がいかに責務を果たしているかを検証・評価する仕組みが欲しいのですが、具体的にどのような方法があるのかというと難しいです。他自治体の事例として、数値化できるものについて数値化をして、それで評価をしようという試みがあるようですが、どうしても数値化するということは量の把握しかできなくて、質の把握はできません。それでは、一般質問の回数をやっていけばいいのかというと、その中身が問題でして、そういうところをどう評価できますかと。量に偏った評価をしてしまうと、非常に間違いを生じてしまう懸念があるということで、これが答えだというのはないのですが、一番いいのは、議会を傍聴していただき、その場でどういうことを誰が言って、何を発言しているのか、その価値観なり、その中身などを評価していただくのが一番いいことだと思うのですが、なかなかしていただくことも難しい、こちらからも発信する力があまりない。今はホームページで委員会あるいは本会議のインターネットの中継、録画配信をやっていますので、御家庭でパソコンを見られれば、見ていただくことはできますので、今はそこに頼らざるを得ないというような状況です。ただ、そういう検証できる方法があれば欲しいというところではありますが……。

【事務局】 先ほど橋本委員がおっしゃったチェック機能ですが、生駒市政治倫理条例があり、市長、副市長、教育長、水道事業管理者、市議会議員が市政に携わる責務を十分自覚して、政治倫理に徹するというのを定めたもので、それに違反した場合は、審査会で審査の対象となり処分を受けるというものです。

【樋口委員】 やってはいけないことに対しての監視をする仕組みというのは整えられています。ただ、やらなければならない、あるいはやることを求められていることができているかどうかをチェックする仕組みというのはない。それは、今は選挙で対応せざるを得ない、選挙に頼らざるを得ないということは、つまり各議員がどういうことをやっているかを市民の方々が捕捉していただかないと、なかなかそこへ結びつかないと思います。

【野口委員】 資質の捉え方が難しいと思います。チェックできる機構がもしできたとしても、その資質をどうするのか。むしろこれは議会自身の中の自浄作用に待つほかはないという思いがしました。県議会議員と違って、市議会議員の場合は非常に密接に市民とのかかわり合いがあり、任期期間の4年間の中で市民が判断する、資質も含めて判断するそういうシステムを作る必要はあるかと思いますが、チェックをするというのは、難しいというか、やるべきではないと思います。議会の中の自浄作用に期待をするということになるのではないかとというのが私の思いです。

【樋口委員】 野口委員の言葉を受けて発言させていただきますと、議員個人の資質・能力はばらつきもありますし、どういう方が選ばれてくるかというのは、4年に一度の選挙でどういう議会構成になってくるか分からない。ただ、議会として求められているもの、行政をどうチェックあるいは監視していくのか、何をどう提案していくのかという点に関しては、組織としてですから、その仕組みを整えて、それを動かしていくことによって、何とかその能力を発揮しようという思いがあります。その仕組みを議会基本条例の中で、できるだけやることはやっていくというスタンスで書き込みをさせていただくなら、それに即して物事を動かしていくという試みを今進めているわけです。なので、それを動かしながら、議員がまたスキルアップしていくというような形で、議会として組織からまず入っていかざるを得ない。どういう議員が選ばれるかというのは、それは選挙によらざるを得ないわけですが、どういふ人が選ばれても一定の議会の資質が担保できるような仕組みをどう作っていくのかというようなところに考えをめぐらせながら今取り組んでいますし、それをいろんなところに書き込んでいるということです。

【中川委員長】 今のお話は、いわゆる市議会ではなくて、市議会議員に対する話でした。市議会に何か話はございませんか。市議会主催でタウンミーティングをやっておられますか。

【樋口委員】 市民懇談会として、年1回以上やっており、過去4回やってます。最初は小学校区でやってましたが、北、中、南に分けて実施しています。

【中川委員長】 それは議会基本条例には書いてますか。

【樋口委員】 議会基本条例には具体の部分を書かせていただいている。年1回以上とか、どういった運営の仕方をするのかというようなことについては要綱に定めています。

【中川委員長】 議会広報などの改革とか改善とかいうのは何か検討されていますか。

【樋口委員】 議会広報編集委員会を広報広聴委員会という形に直して、議会報の編集作業、市民懇談会の企画運営、あるいは、ホームページの運用に関してもそこで企画をしているというようなことを制度化して、具体的に広報紙をどうするかについては、徐々に改善していきたいと考えています。例えば採決の一覧表を載せたりしています。

【中川委員長】 分かりました。やるべきことはやっているという気はします。

【澤井委員】 議会基本条例のことも解説にあったほうがいいのかと思います。

【中川委員長】 解説で、議会基本条例でもこのようになっていますとか。

【樋口委員】 資料に書かせていただきましたが、10条の条文解説を変更する箇所として書かせていただいているんですが、「平成24年12月に議会基本条例条例制定し、・・規定しました。」という文章を解説に書けば、条例としてそういうものがあるということが見ていただけたと思います。

【事務局】 それとあわせて、11条にて先ほどの話にあったような取り組み内容も条文解説に例示しておけば分かりやすいのではないかと御意見をいただいておりますので、解説に記載できればと思っております。

【樋口委員】 基本条例そのものはそう変わらないものですが、世の中は変化があるものなので、各論このとおり今やっているということを書き出すと、恐らく意味がないのと、少し違うバージョン、バージョンアップしていったときに、またその都度、解説も変わっていくというようなことがあるので、その辺は書き方を考える必要があるのか思い、資料にも例示してはどうかという書き方に留めています。

【中川委員長】 解説の内容については、樋口委員と相談して決めてもらったほうがいいと思います。それと、議会についてもう一点、議会の議員合同研修。全員協議会でなく、全議員を対象とした研修が必要だと最近言われています。この間、篠山市で議員同士の差別発言事件がありました。もう一度、人権について考えるということで、市議会議長主催の研修をやりました。そのときに、たとえどの会派であったとしても、一般常識としての人権の基礎も分かっていないと話にならないということで、全員研修をしました。その研修の機会提供というのは、議員にとっては権利でないか、義務というより権利であろうという考え方があるのですが、問題意識として持っておいてもらえればいいかと思います。

【樋口委員】 年に1回以上研修をする機会というのは設けていました。議会内のことであったり、あるいは、特殊詐欺が社会問題となってきたので、老人会、自治連合会にお声がけをさせていただき、研修を開催をさせていただきました。その他、決算の見方を勉強しようということで、監査について、監査委員を通して会計士をお呼びして話を伺ったり、都度都度、そのときごとのテーマを絡めて研修をさせていただくようにしています。

【中川委員長】 分かりました。それでは、第14条から17条まで一括していききたいと思います。たくさん意見がありますから、簡単に紹介していただき、それに対する意見というのをレスポンスいただいて進めていけたらと思います。

それでは、14条に入りますが、皆さんの御意見を見ますと、条文改正が必要であるというのはありませんでした。主な取り組み状況についての御意見がありますが、どうなのかと思う部分はありますが・・・。

【樋口委員】 要は、行政以外のところがサービスの提供者になり得るということを前提に置いていますので、誰がなってもいいのですが、サービス水準を確保するために、そこをきちっと評価できる方法、仕組みというのが必要なのではないかということを書かせていただいています。

指定管理者に関しては一定評価しなければならないということがあると思いますが。

【事務局】 モニタリング調査ということで、25年度の決算から実施することとなっております。

【樋口委員】 それであれば徐々に動いていくんだろうと思いますが、病院の指定管理は別扱いになるのではないかと、いろいろ考える余地はあって、これからそういう幅が広がってくるので、指定管理者だけでなく、いろんな方法に対してのチェックをどうしていきますかということが必要になってくるのではないかと、ということで書かせていただきました。

【津田委員】 別資料として作成しましたが、これは全部説明していると長くなりますので、一番基本的なところは、本来、市民自治協議会とか、一番根本的に協議をすべき部分ではないかというサービス、介護保険とか地域支援事業については国のモデル事業として市は進めているわけですが、実際の市民の生活にかかわってくる部分というのが、今現在でも、例えば独居高齢者、老老介護、認認介護、そういうところでいろんな要素が出てきてまして、例えばシルバーのワンコインのようなも

のの利用もあれば、社会福祉協議会の日常生活自立支援というようなものとか、いろんなものが出てきつつあります。今の状況でそういうものが出てきているとしたら、介護保険でも同じですが、将来的に向かって組み立てようとしているんですけども、そしたら、生活に付随する半公的な部分、半公的なというのは、半分公的なという意味ですが、その部分のサービスがどうやって組み立てられていけるのかという部分が疑問としてかなりありまして、市民自治協議会とか市民自治推進委員会の中身としては、行政主導で進んでいると思いますが、この部分は地域の納得性や地域のカラーがあってなかなか進まないということがあるので、ずっと気になっているんです。それをどうやってやっていくのかという疑問をずっと持っていて、その一例として書かせてもらいましたが、一番は、2ページ目の図は実は一番ややこしいことで、いろいろ考えていくうちに、シルバー人材センターで、最近、ワンコインサービスというのを始めました。木の剪定とかというのはシルバー人材センターの本部でやる必要があると思いますが、例えば、ちょっとした家事のこととか、いろんなことをその地域で、支所のような形で、その地域の人が参加して、地域の人が利用するような形にすれば、住民からも一番理解しやすいのかなと。それを1つの糸口にして、ほかの話にくっつけられないのかなというのがここで言いたかったことです。

ちょうど1カ月ぐらい前に「クローズアップ現代」で伊賀市の社会福祉協議会の活動を取り上げられていましたけれども、そういう形で生駒市でも市民自治協議会が進んでいけるきっかけにならないのかというのをずっと感じています。だから、現時点でどうスタートするのかなという感覚を持っています。

【中川委員長】 14条そのものの改正は必要ないけれども、14条を通じた具体的な政策の能動的な取り組みをより明らかにし、より強力に進めてもらいたいということですね。

【橋本委員】 第2項の解説で、「必要に応じて市が実質的な調整の役割を担おうとするもの」と書いてますが、これは大変難しいだろうなと感じました。

【藤堂委員】 条文の中にある、「適切な公的サービス水準の設定」という文言がありますので、その設定がどういう仕組みでどのように実施されているのかというのは、分からなかったもので、知りたいと思った部分が1つと、取り組み状況に記載しているのは、市民活動推進課の主催事業だと思えますので、この条文は市全体にかかわることなので、市民活動推進課以外の取り組みがもしあれば挙げただければということで書かせていただきました。

【中川委員長】 これは、今回の委員会限りの説明資料ですか。

【事務局】 あくまでも公表資料なので、インターネットで公開をします。

【中川委員長】 インターネットで配られるけど、委員会討議資料として出されたもので、解説の中には入らないわけですね。

【事務局】 全10章まであるのですが、庁内の行政経営会議で諮り、全庁調査という形で実施しました。ほかの条文もそうですが、自治基本条例自体が理念的な条例である部分があるので、個別具体的な制度をどこまで書いたらいいか、また実際には色々あるが、条文毎に制度等を書くことが難しい部分もあり、なかなか上がってこなかったというのが現状です。

【中川委員長】 適切な公共的サービス水準の設定というのは、客観的なサービス水準と藤堂委員は受けとめられたということですが、それはそういう意味でしたかね。

【事務局】 具体的にどうというのはないです。自治基本条例検討時において、樋口委員より、長の責務や市の職員の責務という項目はありますが、市の責務はないのでないですかということで、文京区の自治基本条例の例を出されて、それを参考にした条文となります。検討当時は平成19・20年度頃で、生駒市もそうでしたが、行財政改革が進められていて、民間に任せられるものは民間に任

せ、行政は小さくしていくという流れがありましたが、民間に任せるものをきちんと決めていきますということを文章にしたらかうなるのではないかと捉えています。ですが、具体的にどうするかというのはないですが。

【中川委員長】 客観的水準の表示というのはないということですね。時代によって変わりますし。

では、よろしいでしょうか。第14条については修正することなし。ただ、取り組み状況の説明等にもう少し詳しく事例を増やしてほしいということです。

【藤堂委員】 もちろん時代によっても変わるし、個々の公共的サービスによってその水準というのは当然異なることだと思いますが、それを仮に民間委託する、あるいは市民に委託する際には、これだけのレベルは維持していきまうというのを個々に設定するという解釈でいいのでしょうか。

【樋口委員】 それがないと、PDCAサイクルが回らないと思います。誰が担い手であるべきかというのもそういうところで判断をしていかないといけない、評価をしていかないといけないということになるのではないかと思います。

【中川委員長】 個々に決まると思います。政策分野によっても違ってくると思います。

【澤井委員】 ただ、樋口委員が言ってる指定管理者制度の評価と関連してきますが、具体的に言えば、指定管理者によってサービスが市民にとって適切かどうかという評価する仕組みをどう作るかというのは政策課題になってきてもいいと思います。

【樋口委員】 結局、この流れになってしまうと、コストが減りましたというところで評価されてしまう嫌いがあるので。B/C（ビーバイシー）としてどうなのかいうところで評価されるような仕組みがないと、なかなか市民満足度というのは上がっていかないと思います。

【中川委員長】 市民は、納税者として満足するのか消費者として満足するのか。納税イコール消費、同時に追求できるサービスに対して満足するのか、全然違うので、市民満足という言葉を使うと大衆迎合主義になってしまうというのが私の考えです。だから、この場合は、政策効果を最も高からしめるかどうかという1点に絞るべきです。

余談ですが、行財政改革手法で、ニュー・パブリック・マネジメントというのがあり、消費者満足、市民満足という言葉を使いますが、そのために英米型は破綻したと言われています。そうでなくて、主権者市民も経営者として責任とらなさいというのが北ヨーロッパ型です。だから、消費者としての立場だけでない。いわゆる間接的にコストダウンする。弱い人のコストも自分たちは負担するんだと、そういう政策的見地に立った市というものが存在しない限り成り立たないという理論です。ただ、樋口委員がおっしゃっているPDCAのうち、基本的な価値項目が、どういう公益を追求するんですかということがはっきりしないと、評価できない。それでないと、全部コスト評価ばかりになってしまいます。

【樋口委員】 市民協働を進めたということで、できるだけ外に出したら評価が上がっていくみたいな、そういう話になってしまうと問題があります。誰が担うかというのは、どういう水準のものを誰がやったら一番効果的にできるのかということで判断をしていくべきだと思うので、そういう指標なり判断基準というのは持っておかないといけないということです。

【中川委員長】 施設によっても違いますよね。駐車場、駐輪場とか道路管理とか市民病院、特別養護老人ホームとか、いわゆる定型化している施設の場合は評価しやすいですが、隣保館、図書館、公民館、美術館、博物館、文化ホール、女性センター、人権センター、国際交流センターなどの、人的な教育・啓発機能の施設や社会的少数者というのを対象としている施設の場合もあります。それを単に指定管理に任せて外部化して効率が上がったというのは、後者の施設の場合はほとんど破綻しています、今。特に文化ホール関係はジェイコムなどがたくさん指定管理を受けましたが、撤退し

始めています。図書館に関しては、武雄市ではカルチャア・コンビニエンス・クラブが指定管理を受けてますが、図書館ではなく、図書展示館です、蔵書の書庫がありません。それから、レファレンス機能をほとんど果たしていない。貸本屋みたいなものです。なので指定管理者制度の評価システムは要注意です。どういう公益的目的を果たしたかということでチェックをかけないと、ただ単に集客数とか、かけたコストが下がったとか、そういうことばかり言ったら、自治体が非正規労働者を産み出してしまいう可能性もあります。

この条文を議論するプロセスで、PDCAシステムが確立されていくことが、この条文を実効あらしめるために不可欠であるという指摘があったとしてもいいのでないでしょうか。なお、PDCA評価システムの評価する基軸は、コストパフォーマンスだけではない、公共政策の公益性の評価というのも忘れてはいけません。

典型的に言えば、青少年センターがあったとします。そこに、不良少年ばかり、不登校の延長ばかりで、その者のためになぜたくさん造らなければならないのかと廃止した自治体がありますが、それでいいんでしょうかと。現在の青少年センターといえば、不登校児童などの生徒のための福祉施設なのです。そこでいろんな指導員と人間関係ができて、自己改革して、学校に帰っていくケースが多いです。施設利用率が低い等の論理でやると、大衆迎合になってしまいます。公益的価値評価の指標が必要だということも入れておけば、樋口委員が危惧されていることの少しは歯どめにならないかと思います。

【澤井委員】 公契約条例というのはないのでしょうか。

【事務局】 担当課としては、検討中ということです。

【澤井委員】 条例化しないなら、契約なり公契約の内容の書き方ですね。具体的な契約段階での評価基準。最低賃金を守っているとか、そういう企業をむしろ支援するという契約内容にしていくというのがありますよね。その辺、まだ議論が出てないので、ぜひやってもらいたい。

【中川委員長】 公契約条例のレベルまで行かないにしても、契約検査室の内部指針にこの自治基本条例の精神を反映させてくださいとか、生駒市が公布しているさまざまな条例に反するような団体を排除してくださいとかいう運用指針を作ってもかなり効き目はあります。

【澤井委員】 障がい者雇用については、かなり入ってきていますね。だから、障がい者雇用率も上がっている。それをどうやって生駒で実現するかというと、契約内容について、少なくとも市が結ぶ契約内容について、退職金についてはそういうのはあってもあってもいいと思います。

【中川委員長】 もう1つ使えるのが、総合評価入札方式。例えば、人権配慮指針を持っていると、プラス5点とか、母子家庭の母を採用していますからプラス3点とか、価格については全体評価の4割とか。

【樋口委員】 少し及び腰になっていますね。手間暇がかかり過ぎるからということで、年間に数件かと思います。

【中川委員長】 ですので、これだけの議論が出て、問題意識を持っていますということは伝えてほしいです。この条文を改正する必要はないですが。ということは、自治基本条例を作ったので、そういうところに全部改革効果を及ぼしてくださいという願いもあるわけです。今、話に出たのは、入札、契約等々にまで公益的視点をきちっと及ぼしてほしいということです。それで企業が育つ。もちろんそれは指定管理者のモニタリング評価にも適用してほしい。安かろう、低賃金労働者を大量に採用してブラック企業化しているようなところに指定管理者を任せるなということはもってのほかですから、仮にそれで事件が起こったら、市の責任は免れません、指定管理者は委託事業ではないので。委任事業なので、責任が物すごく重たいです、市の責任に直接返ってきますから。委託の場合は対等

に危険分散しますけど、市長が訴訟当事者になりますから。だから、指定管理の方が怖いということをもっと徹底しておいた方がいいと思いますます。

では、次に、15条です。

【藤堂委員】 条文等についてはいいですが、取り組み状況に研修を実施したとしか書いていないので、その研修を実施したものをきちっと振り返って、適切な研修にしていますというような一文を入れておいていただいた方がありがたいという趣旨で書かせていただきました。実施回数とか参加人数とか入れて欲しいという意味ではなく、ただやりましたというだけではどうなのかと思いました。研修を実施した際に、その研修について、実施研修、今後も継続していかれるのでしょうか、振り返って、より適切な研修にしていく努力をしていますみたいな記載があれば……。

【事務局】 研修担当課で各研修を実施したらアンケートをとって、その反省点をフィードバックはしております。

【橋本委員】 入ってきた人を研修するのはいいんですけど、入る前の職員採用というのはきっちりやられるのかなというのがよく分かりませんでした。

【澤井委員】 ある市では、市の職務のマニュアル化というのをやっています。つまり、団塊の世代が退職していくので、若い人を大量に採用していますが、中間層がいないから、職務の継承ができない。要するに、オン・ザ・ジョブトレーニングができなくなっている、今やっている職務をマニュアル化して継承できるようにするというのをやっていますが、問題はないでしょうか。

【事務局】 確かに事務の継承というのは課題です。今、再任用制度があり、退職者の80%近く再任用で雇用してまして、経験、知識は引き継がれる環境はあります。高槻市では、役職をつけて再任用制度をされています。要するに、管理職としての経験則を生かすということで、退職後も役職をつけて再任しておられます。

【澤井委員】 だから、それは少し研究してみた方がいいかも知れない。継承するというのは、人的ネットワークが大事ですから。あの人はこうしている、あそこにああいう人がいると、それがつながっていないとばらばらになってしまいますので。

【事務局】 今はハード事業が急に増えてきて、今年退職した者一人を参事として、定年延長させていただいております。技術職が不足していることもありますが、今後施設の長寿命化とかありますので、その辺を想定し、退職者についても生かせる有能な人材は、定年延長するとか、一定の権限を持ってもらう等工夫はしていかなければと思います。

【中川委員長】 それから、質問が出ています。橋本委員から、市民の福祉の増進を目指してはいますが、福祉だけでしょうか、安全は入りませんか。

これは、条文上の解釈として、福祉というのは、広義の福祉であれば全て入ります。いわゆる福祉というのは、福利とも言います。だから、安全も入ります。幸せという意味です。市民の幸せという意味です。福祉というのは、むしろ法律用語で使うときは広い。幸福という意味、wellfareといっています。

【中川委員長】 津田委員は、市民との協働による実践的なファシリテーション研修の実施とあるけど、具体的にどんな研修か。市民自治協議会についてはこのような研修はないのか。ということです。

【事務局】 2月24日に自治連合会、NPO関係者、市職員50数名でファシリテーション研修を実施しました。

【中川委員長】 そのファシリテーション研修というイメージはお持ちですか。

【津田委員】 それを進めてもらっていれば、市民自治の推進というのは進んでいると思います。

その研修の案内が知らなかったもので、具体的に進めておられるのか確認をしたかった。

【澤井委員】 私も研修の最初に話をさせていただきましたが、非常に意味があった研修だったと思います。

【中川委員長】 樋口委員の方からも意見をいただいています。

【樋口委員】 取り組み状況欄に条文の規定にのっとり適切に対応となっておりますが、なぜ適切に対応していると言えるのかというものが無いといけないというのと、総論部分にあたるので、取り組みとして書き込むものはないとしても、各論の第7章を個別に見た結果として、そういう話になるのであれば分かるのですが。

【中川委員長】 例えば第15条2項に基づいて市長がタウンミーティングを開催したとかも実績に挙げておいていいのでないでしょうか。第3項で職員も適切に監督し、人材育成に努めるため、研修をきちっと計画的に進めていますとか。樋口委員がおっしゃることは、よくわかります。

【樋口委員】 「市長は」ということで始まっているので、それを職員が言えないということもわからなくもないですが。

【中川委員長】 第1項は姿勢ですからね。政治倫理条例に基づく報告義務を毎年果たすとともにとか記載すればいいのでないでしょうか。

次は第16条です。

【樋口委員】 前条と同じことですが、他の章に関わることなので、そちらへ送る主旨の言葉を書いておいてもいいかもしれません。

【中川委員長】 橋本委員は、たらい回し現象をなくする条文解説が挿入できないかと。

【橋本委員】 市の職員は誠実に職務の執行をしておられると思いますが、その職務は執行されるんですけど、ほかのセクションとの関係において、自分はどういう位置にいるか、セクショナリズムにならないようなことが、解説へ記載できないかと思います。

【事務局】 自治基本条例の第22条で行政組織という規定がありますが、解説にて「分断された縦割り組織の弊害（窓口対応における市民のたわいまわしなど）に対処するため、横断的な連携や調整が必要なことを定めています」というとなっております。

【中川委員長】 次、第17条に行きます。

【上田委員】 第3項に「生駒市の市民であることを認識し」とありますが、生駒市の市民でないといけないのかなという認識があるのでないかと。それよりも、第3項の解説にあるように、「生駒市の市民と同じ認識を持ち、積極的まちづくりの推進に努めなければならない」の方が、条文的にはいいのでないかなと。市の職員は市民でないといけないのかという認識を持つ人がいるのでないかと。

【中川委員長】 おっしゃってるのは、住民票がないといけないのかということかと思いますが、自治基本条例の市民の定義として、市内に居住するもの者、市内で働く者、学ぶ者、活動するものとしています。

津田委員は、市民自治協議会のあり方は政策形成研修が適用できないのかということですか。

【津田委員】 主な取り組み状況の中に、政策形成実践研修と書いてましたので、市民自治協議会ばかりにこだわって申しわけないですが、そういうのは入っていないんでしょうか。

【事務局】 基本的に、この研修は、市職員が課題を見つけてテーマを決めて取り組む研修となっています。その中の手法として、各種団体との協働は視野に入っています。

【中川委員長】 樋口委員も意見いただいています。

【樋口委員】 評価システムについては、先ほどの議会の話と同じです。

【中川委員長】 やはり評価システムが要ということですね。だから、これは研修評価システム

でいくのか、あるいは人事評価システムに反映するのか、人事評価システムの部分として業績評価に反映するのか、色んなところに論点が分かれていきますが、現在、生駒市はどういう職員評価システムになっているのでしょうか。

【事務局】 人事評価制度があり、今までは管理職だけでしたが、平成26年度からは全職員を対象として人事評価制度が始まっております。その中で、職務行動評価の中に、「生駒市自治基本条例を理解し、市民の視点に立って職務に当たっているか」という項目があり、運用を開始し始めているところです。

【橋本委員】 少し話はそれるかも知れませんが、非正規職員はおられますか。

【事務局】 市役所内では250名程います。

【橋本委員】 その人たちへの研修はされてますか。

【事務局】 基本的な接遇や人権研修は実施しています。

【中川委員長】 生駒は少ない方ですね。全国平均四十何%ですから。小泉内閣改革以後、ものすごくことになっています。内部崩壊が始まっているのが自治体です。労働劣化が始まっている。その上、マスコミ、市民がもっと給料を下げろ、職員を減らせ、議員を減らせなど言っているうちに、自分らの暮らしが潰れていく。地方自治というものがどれだけ大事か分かっていない。バッシングばかりしているからこうなります。自分で自分の上につば吐いているのと同じです。市民もそろそろ反省していかないといけないと思います。

【野口委員】 議員の定数の問題がありましたけど、議員の定数というのは、少なければいいというものではありません。いろんな意見を集められ得る人数と考えていかないといけないと思います。

【中川委員長】 弱い者を支えて一緒に税金を払うというのが基本的な国の姿だと思います。強い者が金をもうけて、たくさんもうける者がたくさん税金を納める。これが本来の普通の国家の姿であるのに、たくさん税金を納めている者はもっとリベートを返せと言う、弱い者は切り捨てたらいいと、そういうのに何で余分な金を使っているのかというのが堂々とまかり通る。それが今の新自由主義です。その方向にぐっと振られていって、自分たちの地盤が崩れてきているけど、気がついていない。それが一番影響受けているのが地方自治体であるということを言いたいです。だから、その俗論が一番誘導されやすいのが、役所批判、その次に議会批判です。

ありがとうございました。それでは、条文については改正の必要はなかったかと思います。

【事務局】 事務局から報告がございます。

前回会議で、第19条の総合計画の項目の見直しの協議していただきました。担当課が「総合計画」という表現を「まちづくりの総合指針」という形で提案してきていたものを、当委員会としては、結果としては直す必要はないということの御意見でまとまったと思います。それを受け、担当に確認したところ、計画も平成29年までであるので、そのまま総合計画という表現で対応するというので返事をいただいております。

以下、次回日程決定後終了